



# 佐賀県公報

平成18年  
7月14日  
(金曜日)  
第12779号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 告示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (四六七・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (四六八・" ) 一
- 生活保護法に基づく施術機関の指定 (四六九・" ) 一
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定 (四七〇・長寿社会課) 二
- 字の区域の変更 (四七一・市町村課) 二

### 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 二
  - 建設業の許可の取消処分 (建設・技術課) 三
  - 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 四
  - 平成十八年度地すべり防止事業峰地区第一号工事に係る公募型指名競争入札 (森林整備課) 四
  - 佐賀県有財産の売払いに係る一般競争入札 (用度管財課) 六
- 正誤
- 平成十八年六月三十日付け佐賀県公報第一二七七三号中訂正 (総務法制課) 八

## ○告示

### ◎佐賀県告示第四百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成十八年七月十四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
高尾病院	三養基郡基山町大字小倉五〇三番地	平成一八・五・一
井上胃腸科外科医院	佐賀郡久保田町大字徳万二〇五四番地二	平成一八・六・一
ヨウメイ堂薬局	嬉野市嬉野町大字下宿乙一六二番地一	平成一八・三・一

### ◎佐賀県告示第四百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十八年七月十四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
すむのさと高尾病院	鳥栖市高田町二一〇番地一	平成一八・五・一
高尾醫院	三養基郡基山町大字小倉五〇三番地	"
いのうえ内科泌尿器科クリニック	佐賀郡久保田町大字徳万一六三九番地一	平成一八・六・一
ひらまつふれあいクリニック	神埼郡吉野ヶ里町吉田二九二五番地一	平成一八・五・八
今村病院	鳥栖市轟木町一五二三番地六	平成一八・五・一
ミント薬局	嬉野市嬉野町大字下宿甲三〇八二番地七四	"
ヨウメイ堂薬局	嬉野市嬉野町大字下宿乙一六二番地一	平成一八・三・一
たけだ薬局吉野ヶ里店	神埼郡吉野ヶ里町吉田二九二六番地一	平成一八・五・八

### ◎佐賀県告示第四百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機

関として、次の施術機関を指定した。

平成十八年七月十四日

佐賀県知事 古川 康

施術機関名	所 在 地	指定年月日
駅前鍼灸整骨院	佐賀市駅前中央一丁目七番一八号	平成一八・五・一

◎佐賀県告示第四百七十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成十八年七月十四日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人正和会

所在地 佐賀市水ヶ江二丁目七番二十三号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 医療法人正和会志田病院

所在地 佐賀市水ヶ江二丁目七番二十三号

サービスの種類 指定介護療養型医療施設

指定短期入所療養介護

指定介護予防短期入所療養介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人好古堂

所在地 三養基郡基山町大字小倉五百三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 きやま高尾病院

所在地 三養基郡基山町大字園部二百七十番地一

サービスの種類 指定介護療養型医療施設

指定短期入所療養介護

指定介護予防短期入所療養介護

◎佐賀県告示第四百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、上峰町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

右の処分は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による認証のあった日からその効力を生ずる。

平成十八年七月十四日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上	編入する区域
大字堤字一本黒木	大字堤字二本松三〇八〇 <sub>九</sub> 、三〇八〇 <sub>九</sub> 、三〇八〇 <sub>九</sub> から三〇八〇 <sub>一〇</sub> まで及び三〇八〇 <sub>一〇</sub> 並びにこれらに伴う道路の区域	大字堤字二本黒木四二五四 <sub>四</sub> 及び四二五四 <sub>六</sub> 並びにこれらに伴う道路の区域
大字堤字二本黒木	大字堤字二本黒木四五二九 <sub>三三</sub>	大字堤字一本黒木四〇四三 <sub>一</sub> から四〇四三 <sub>三</sub> まで、四〇四三 <sub>六</sub> 四〇四三 <sub>六</sub> 、四〇五三 <sub>一</sub> 、四〇五五 <sub>一</sub> 、四〇六三 <sub>一</sub> 及び四〇六六
		大字堤字二本黒木四一一二及び四一三二

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により

次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年9月4日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年7月14日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日

平成18年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人盲導犬育成支援の会・アロワ基金

(2) 代表者の氏名 岸川 美好

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1074番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、視覚障害者のために、盲導犬の育成支援と社会のあらゆる場所に、盲導犬等の身体障害者補助犬が自由に入っている開かれた社会になるように広報活動を行い、同時に障害者と健常者が支えあい助け合いながら、住み慣れた地域の福祉の増進と豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月14日

佐賀県知事 古 川 康

処分した年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日
平成18年4月12日	アオキ産業有限公司 唐津市養母田壹谷345番地1	増本 光正 佐賀県知事許可 (般-13) 第4637号	土木事業、及び・土工事業及び鉄筋工事に関する一般建設業の許可	平成18年3月29日
平成18年4月20日	境電気商会 神崎市神崎町枝ヶ里486番地7	境 幸子 佐賀県知事許可 (般-16) 第5069号	電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可	平成18年3月29日
平成18年5月8日	株式会社坂田組 佐賀市末広二丁目13番7号	内田 洋男 佐賀県知事許可 (般-13) 第44号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成18年4月21日
平成18年5月12日	有限会社井上建設 唐津市呼子町呼子3720番地	井上 善弘 佐賀県知事許可 (般-17) 第6740号	造園工事業に関する一般建設業の許可	平成18年5月8日
平成18年5月16日	比嘉建設工業 唐津市相知町黒岩69番地	比嘉 榮繁 佐賀県知事許可 (般-13) 第7982号	とび・土工事業に関する一般建設業の許可	平成18年5月8日
平成18年5月18日	佐賀県食糧株式会社 佐賀市兵庫町大字藤木1177番地	横田 正則 佐賀県知事許可 (般-17) 第5179号	建具工事業に関する一般建設業の許可	平成18年4月26日
平成18年5月24日	釘本建設株式会社 唐津市七山滝川11222番地	釘本 真二 佐賀県知事許可 (特-18) 第50号	建築工事業に関する特定建設業の許可	平成18年4月27日
平成18年5月26日	有限会社鶴建設 神崎市神崎町神崎265番地3	鶴 豊喜 佐賀県知事許可 (般-16) 第6488号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成18年5月19日

平成18年 6月1日	園田建築 佐賀市三瀬村杜1631 番地1	園田 茂 佐賀県知事許可 (般-13) 第8643号	建築工事業に関する一般建設業の許可	平成18年5月 15日	平成18年 6月21日	有限会社富安造園 佐賀市御本町2348番 地	富安 正彦 佐賀県知事許可 (般-13) 第6912号	土木工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可	平成18年5月 29日
平成18年 6月1日	株式会社古賀工務店 伊万里市東山代町天神 2509番地	古賀 光幸 佐賀県知事許可 (般-13) 第6066号	土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業の許可	平成18年3月 31日	平成18年 6月23日	株式会社キタガワ 嬉野市嬉野町下宿乙 1463番地	北川 浩一 佐賀県知事許可 (般-17) 第6552号	建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・フローク工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可	平成18年4月 11日
平成18年 6月5日	株式会社肥前道路 杵島郡白石町戸ヶ里 3657番地	片淵 彰 佐賀県知事許可 (般・特-15) 第5314号	土木工事業、及び土木工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可	平成18年3月 8日					
平成18年 6月5日	白石開発 杵島郡白石町遠江 3263番地2	湖上 秀則 佐賀県知事許可 (般-15) 第9953号	土木工事業に関する一般建設業の許可	平成18年4月 28日					
平成18年 6月5日	南板金工業 武雄市武内町梅野乙 14799番地1	南 武幸 佐賀県知事許可 (般-14) 第9864号	板金工事業に関する一般建設業の許可	平成18年4月 28日					
平成18年 6月6日	有限会社谷田建設 佐賀市大和町大字久 留間3180番地4	谷田 政行 佐賀県知事許可 (般-17) 第6532号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成18年5月 18日					
平成18年 6月6日	株式会社正宝電気 佐賀市鍋島町大字蛸 久89番地1	古賀 正信 佐賀県知事許可 (般-13) 第7353号	消防施設工事業に関する一般建設業の許可	平成18年5月 19日					
平成18年 6月9日	株式会社峰組 杵島郡江北町大字山 口1398番地1	峰 英太郎 佐賀県知事許可 (般-17) 第5930号	管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可	平成18年5月 11日					

  

<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成18年7月14日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 鳥栖市古賀町字雉子町439番6、439番7、440番1、440番7及び440番11から440番20まで並びに萱方町字船底206番131及び206番138</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福岡県小郡市祇園一丁目2番地の14 嘉賀不動産有限公司</p> <p>平成18年度地すべり防止事業峰地区第1号工事について、公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。</p>				
--	--	--	--	--

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。  
平成18年7月14日

佐賀県知事 古 川 康

#### 1 工事の概要

(1) 工事項目 平成18年度地すべり防止事業峰地区第1号工事

(2) 工事場所 佐賀県伊万里市山代町大字久原地内

(3) 工事内容 アンカー工 N=110基（ΣL=3,136.5メートル）  
ボーリングダブ渠工 N=18本（ΣL=500.0メートル）  
水路工 L=71.0メートル

(4) 予定工期 約7か月間

#### 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加を希望するものは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しないものとする。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、とび・土工・コンクリート工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により、とび・土工・コンクリート工事に係るAの決定を受けていること。

(4) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札日までの間に受けていないこと。

(5) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(6) とび・土工・コンクリート工事について営業年数が3年以上あること。

(7) 佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(8) 地すべり防止工事のアンカー工について、平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に元請として施工した実績を有すること。

(9) (8)に掲げる工事の施工経験を有する者を監理技術者又は主任技術者として当該工事に専任で配置できるものであること。

(10) 当該工事の設計を行った者でないこと。

#### 3 入札参加申請書及び提出資料

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

(2) 上記2の(8)に掲げる工事の施工実績調書及び実績を証する書類（竣工時工事カルテ受領書の写し、契約書の写し等）

(3) 配置予定技術者調書及び実績を証する書類（監理技術者資格者証、検定合格証明書、竣工時工事カルテ受領書の写し等）

(4) 営業所一覧表（許可業種も記載されているもの）

(5) 経営事項審査結果通知書の写し（平成17年1月1日から平成17年12月31日までの間に審査基準日があるもの）

#### 4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

入札参加申請書及び提出資料作成要領については、平成18年7月14日（金）から平成18年7月27日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から17時まで（最終日については9時から16時まで）佐賀県伊万里農林事務所総務課において配布する。また、佐賀県ホームページ（URL：<http://www.pref.saga.lg.jp>）にも同期間掲載する。



(2) 入札参加申請書及び提出資料の受付

3の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録するものとする。

3の(2)から(5)までについては、書面にてイの受付場所に持参するものとする。

ア 受付期間 平成18年7月14日(金) から平成18年7月27日(木) まで  
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の9時から17時まで(最終日については9時から16時まで)。

イ 受付場所 佐賀県伊万里農林事務所総務課(伊万里市新天町122-4)  
電話 0955-23-5171

5 指名業者の選定

提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定する。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

6 入札予定時期

平成18年8月  
問い合わせ先 郵便番号848-0041 伊万里市新天町122-4  
佐賀県伊万里農林事務所 総務課  
電話 0955-23-5171

佐賀県有財産の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成18年7月14日

収支等命令者

佐賀県出納局用度管財課長 佐々木 邦 晴

1 入札に付する物件(土地)の表示及び入札の日程

物件番号	地目	数量(公簿)	所在地及び名称	参考価格(万円)	入札の日時 (場所：県庁本館入札室)
1	宅地	1067.21㎡	佐賀市諸富町大字為重字三重分屋敷田1226番1三重職員宿舍跡地	1,350	平成18年8月21日(月) 受付：9：00～9：20 入札：9：30～
2	宅地	368.17㎡	鳥栖市水屋町字安蔵寺1593番1水屋検問所跡地	1,300	平成18年8月21日(月) 受付：10：30～10：50 入札：11：00～
3	宅地	598.90㎡	鳥栖市古野町字天神木561番2鳥栖高校校長宿舍跡地	1,020	平成18年8月21日(月) 受付：13：20～13：40 入札：13：50～
4	雑種地	159.00㎡	多久市東多久町大字納所798番5納所駐在所跡地	220	平成18年8月22日(火) 受付：10：30～10：50 入札：11：00～
5	宅地	326.33㎡	鳥栖市田代外町591番10田代外町職員宿舍跡地	1,200	平成18年8月22日(火) 受付：13：20～13：40 入札：13：50～
6	宅地	221.34㎡	杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本杉1762番4錦江駐在所跡地	400	平成18年8月23日(水) 受付：9：00～9：20 入札：9：30～
7	宅地	312.87㎡	鹿島市大字高津原字鷺ノ巣873番7鷺ノ巣警察宿舍跡地	860	平成18年8月23日(水) 受付：10：30～10：50 入札：11：00～
8	宅地	115.43㎡	伊万里市山代町楠久字前田557番5楠久駐在所跡地	160	平成18年8月23日(水) 受付：13：20～13：40 入札：13：50～

※ 物件番号8の楠久駐在所跡地を落札した場合には、隣接する伊万里市有地(山代町楠久字前田557番8、宅地、92.84㎡、楠久駐在所敷地として県有地と一体利用していた土地)についても購入可能です。詳しくは、伊万里市財政課管財係(電話 0955-23-2111 内線 435)へお問い合わせください。

2 入札会場

県庁本館入札室

(3)に定める入札参加申込期限までに入札参加申込みがない物件については、入札を行いません。)

3 入札参加申込み

入札の参加希望者は、平成18年8月17日(木曜日)17時までに佐賀県出納局用度管財課財産担当に申し込んでください。(必着)

4 入札の参加資格等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。

(2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。

5 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額に100分の5を乗じて得た額以上を次により、入札時間までに納入してください。

(1) 現金

(2) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手等(詳細は、10の問い合わせ先に照会してください)

なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、契約締結時に契約保証金に充当します。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札に関し不正な行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

(4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者

(5) 一件の入札に際し、一人で2以上の入札をした者

(6) 代理人でその資格がないもの及び代理人でその資格について本県の確認

を受けていないもの

(7) 郵送、電信等による入札を行った者

(8) その他入札に関する条件に違反した者

7 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

(1) 入札に参加し、又はこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正を行い、又は行おうとしてしていると認められたとき。

(2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。

8 その他必要事項

(1) 入札参加者は、印章を持参してください。

(2) 落札者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を納入してください。

契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに代金から契約保証金を差し引いた金額を納入してください。

なお、契約保証金は代金に充当されます。

9 公法上の規制等

物件番号	規 制 等 の 内 容
1	市街化調整区域、指定建ぺい率60%、指定容積率100% 土地の北東角付近に、都市計画法上の既存宅地ではない部分が含まれているが、「線引き」前から宿舍用地として使用していた実績があるため建物建築可能(ただし、用途によって建築制限があるため事前確認が必要) 当該土地は市街化調整区域に位置し、建物建築については都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条の許可申請による許可を受ける必要があり、建物建築に関して制限があることから、一般競争入札に参加される前に佐賀市役所建築課開発審査係(電話 0952-40-7173)へ購入後の建物建築予定について、事前相談が望ましい。 敷地南側に九電柱2本及び支線1条有り
	市街化調整区域、指定建ぺい率60%、指定容積率100% 当該土地は市街化調整区域に位置し、建物建築については都市計画法第43条

2 の許可申請による許可を受ける必要があり、建物建築に関して制限があることから、一般競争入札に参加される前に鳥栖土木事務所管理課(電話 0942-83-4176)へ購入後の建物建築予定について、事前相談が望ましい。

北側接面道路につき建築の際に道路中心線から2m後退する必要有り

国道3号線の道路拡幅予定については、現在のところありません(H18.1.17現在)。

3 敷地の約56%は、第1種低層住居専用地域、指定建ぺい率50%、指定容積率80%

敷地の約44%は、第1種住居地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200%、道路幅員による基準容積率160%

加重平均後の基準建ぺい率54%

加重平均後の基準容積率115%

市道に接面する進入通路の幅員約1.75m(幅員不足のため現状のままでは、建築基準法(昭和25年法律第201号)上建物が建てられない。)

西日本電信電話株式会社の電話柱1本及び支線1条有り

4 都市計画区域外

市街化区域、第一種中高層住居専用地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200%

5 敷地東側に西日本電信電話株式会社の電話柱2本及び支線1条有り

水道の引き込み口は、水道利用権があり、鳥栖市水道課工務係(電話 0942-85-3539)の負担にて設置すること

6 都市計画区域外

西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り

7 非線引都市計画区域、第二種中高層住居専用地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200%

基準容積率180%

西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り

現在の道路端から南方へ約4m入った位置まで都市計画道路(東町・西牟田線 幅員12m)の都市計画決定がなされている。

8 非線引都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指定容積率200%

10 入札に関する問い合わせ先及びホームページアドレス

(1) 問い合わせ先

郵便番号840-8570

佐賀市内一丁目1番59号 県庁本館1階

佐賀県出納局用度管財課 電話0952-25-7192

(2) 佐賀県のホームページアドレス (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) から次の順序で選択してください。

「入札」→「県有地の売却」→「佐賀県有地(用度管財課)の売却にかかる申込み受付のお知らせ」

○ 正 誤

平成十八年六月三十日付け佐賀県公報第一二七七三号中訂正

頁 箇所	誤	正
1 下段 右から六行目	平成一七年七月一日	平成一八年七月一日

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)

申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年七月十四日印刷及び発行

発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日

印刷所 株式会社古川総合印刷

